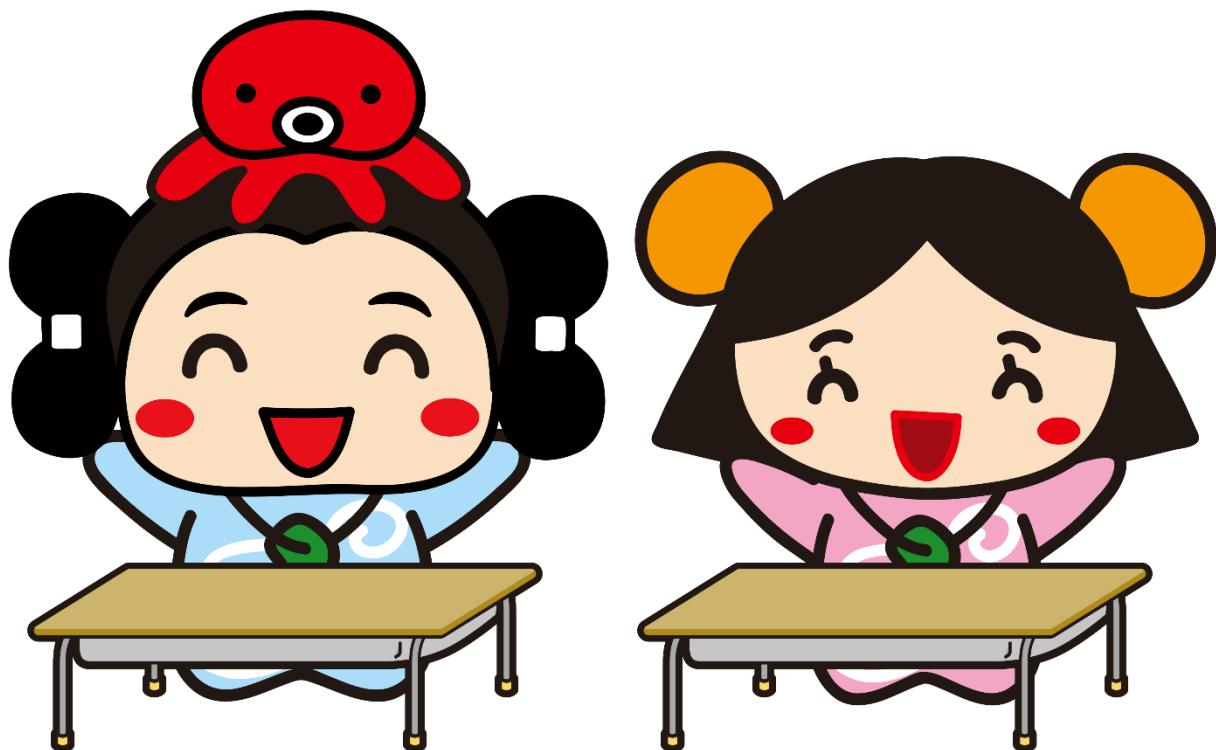


令和8年度

淡路市学童保育利用のご案内



淡 路 市

学童保育とは

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童及び健全育成上指導を要する児童を対象に、授業の終了した放課後及び長期休業期間（春・夏・冬休み）に生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全育成を図ることを目的とし実施しています。

学童保育の名称・開設場所

名 称	定 員	開 設 場 所
学童保育塩田	35人	塩田小学校内専用施設
学童保育志筑	120人	志筑小学校隣接地専用施設
学童保育中田	50人	中田小学校敷地内専用施設
学童保育津名東	60人	津名東小学校敷地内専用施設
学童保育大町	60人	大町小学校敷地内専用施設
学童保育石屋	60人	石屋小学校敷地内専用施設
学童保育北淡	70人	北淡小学校隣接地専用施設
学童保育一宮	100人	一宮小学校内専用施設
学童保育学習	100人	子育て支援センター内
学童保育浦	80人	浦小学校内専用施設

※ 定員を超えた場合、より学齢の低い児童からの入所となります。

開設日及び開設時間

○ 開 設 日

- ・ 毎週月曜日～土曜日
- ・ ただし、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。
- ・ 長期休業期間以外の土曜日は指定の学童保育施設（志筑、学習）で開設します。

学童保育塩田、中田、津名東、大町、石屋、北淡、一宮、浦は閉所です。

○ 開 設 時 間

- ・ 月～金曜日 授業終了後～午後6時
- ・ 土曜日（学童保育志筑、学習のみ） 午前8時～午後6時
- ・ 長期休業期間（春・夏・冬休み）・振替休業日 午前8時～午後6時

○ そ の 他

- ・ 市長が、必要があると認めるとき、開設日及び開設時間を変更することがあります。

※ 学校閉鎖等になった場合は、学童保育についても準じます。

対象児童

- 市内の小学校に就学している児童で次のいずれかに該当する場合
 - ① 労働などで、昼間の時間に常時保護者が留守である場合
 - ② 保護者が疾病などの場合
 - ③ 保護者が家庭にいる病人などの看護、介護にあたっている場合
 - ④ その他の事由で、保護者が児童の保育ができない場合

障がいのある児童等の申込みについて

学童保育受け入れ態勢を検討する上で必要となりますので、窓口等で申し出てください。

また、必要に応じて面接をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

支援員の補助が必要と判断した場合、支援員が配属できるまでの間、入所を見合わせる場合がありますのでご了承ください。

利用料

- 利用料 月額 5,000円(4~7月・9~3月)
月額 7,000円(8月)

- ・ 月の途中で利用又は利用を中止したときも同額です。
 - ・ 利用しなくとも、登録している期間は利用料が必要です。
 - ・ 家庭状況により利用料が減免の対象となります。
- ただし、手続きが必要になりますのでお尋ねください。

(児童扶養手当受給者・準要保護世帯・同一世帯で2人以上利用の場合等)

※ 年度途中において減免対象となった場合、又は対象でなくなった場合は必ずご自身で申告をしていただきますようお願いします。

※ 利用料を3ヶ月滞納すると直接面談します。無断滞納が続くようでしたら、学童保育を退所していただくこともありますのでご注意ください。

○ 納入方法

- ・ 利用料は指定金融機関の口座振替をお願いしています。

○ 振替日

- ・ 利用料の納付期日は、**毎月末日**です。末日が休日の場合は、翌月の最初の営業日が引き落としになります。

※くれぐれも残高不足等にならないように、ご協力をお願いします。

※納期限までにお支払いいただけない場合は督促手数料が発生します。

学童保育利用申込の受付について

- 受付場所 淡路市役所 社会教育課 又は 各学童保育施設にて
- 年度途中での利用を希望する場合は、利用する月の前月15日までに、申請書及び関係書類を提出してください。
(希望者が定員を超えた場合、より学齢の低い児童からの入所となります。申込者数によっては高学年の児童の利用をお断りすることがありますので、あらかじめご承知の上申込みをお願いします。)
- 夏休み期間だけの利用募集については、実施予定はありません。

学童保育利用の手続きについて

- ① 利用を希望される場合は、利用申請書、保育を必要とする理由を証明する書類及び誓約書と一緒に提出してください。

該当する項目	必要な書類
常勤・パート勤務の場合	勤務証明書（勤務先の証明が必要）
自営業（商業・農業等）の場合	事業経営届
就労予定の場合	就労予定書 (入所した日から3ヶ月以内に勤務証明書を提出できない場合は、退所していただくこともあります)
出産予定の場合（出産予定日の前2ヶ月、後3ヶ月の期間であること）	母子健康手帳の写し
病人などの介護・看護にあたっている場合	病人等の介護（看護）証明書
その他	保育を必要とする理由を証明する書類

※ 申請書類は、淡路市役所社会教育課（41番窓口）又は各学童保育施設でお渡しします。淡路市公式HPからもダウンロードできます。

- ② 利用料口座振替の手続きをしてください。

【利用できる金融機関】

▶下記金融機関の支店

- 淡路信用金庫
- 淡陽信用組合
- 関西みらい銀行
- みなし銀行
- 淡路日の出農業協同組合
- 三井住友銀行

「納付書送付依頼書」（淡路市用）
「預金口座振替依頼書」（金融機関用）} ⇒ 金融機関窓口に提出してください。

▶淡路市内のゆうちょ銀行

- ゆうちょ銀行備え付けの用紙にて銀行窓口で手続きをお願いします。

※「納付書送付依頼書」（淡路市用）・「預金口座振替依頼書」（金融機関用）の提出は不要です。

延長保育について

○ 対象者

- ・ 延長保育の利用対象者は、保護者の就労形態や通勤時間等によりやむを得ず通常の開設時間を超えて保育を行うことが必要である方が対象となります。

○ 開設日及び時間

- ・ 毎週月曜日～金曜日 午後6時～午後7時00分まで

○ 延長保育料

利用時間	延長保育料
午後6時から午後6時30分まで	1か月当たり 1,000円
午後6時から午後7時まで	1か月当たり 2,000円

- ・ 月末に利用料と合わせて指定口座より引き落としになります
- ・ 利用料に滞納がある場合や、求職中を理由に利用している場合は申請できません。
- ・ 日割り計算はしないものとし、利用決定後は利用日数に関わらず月額料金が発生します。
- ・ 延長保育料については減免対象外となります。

○ 延長保育利用の手続きについて

該当する項目	必要な書類
時間延長を希望する場合	時間延長事業利用申請書 ※ 当初提出した勤務証明書から勤務状況が変わった場合は勤務証明書を再提出してください。
時間延長を中止又は再開する場合	時間延長事業（中止・再開）届

- ・ 利用する月又は利用を中止・再開する前月15日までに関係書類を提出してください。

○ 時間延長利用日の届け出について

- ・ 「連絡シート」の延長利用予定日に○を記入し、月初めに提出してください。
- ・ 急遽、延長利用が必要となった場合又は、延長の必要がなくなった場合は速やかに各学童保育に連絡してください。

利用の可否決定について

「利用許可決定通知書」によりお知らせします。

学童保育の利用について

学童保育は、幼児を保育する保育所等や、児童を教育する小学校と趣旨が異なり、
昼間、仕事等の理由で保護者がいない小学校に就学している児童を預かる事業です。
支援員等は、学習指導は行いません。

以下の点について、あらかじめご了承ください。

1. 送迎・欠席扱いに関するここと

- ① 欠席する場合は、児童の安全確認のため必ず速やかに保護者から学童施設に連絡をしてください。
- ② 来所（長期休業日等）ならびに帰宅の際は、保護者又は保護者指定の方が送迎してください。

送迎については、保護者の責任においてお願いします。

学童保育中、一時外出する場合は責任を負いません。

【市が責任を負えない場合】

- ・保護者が送迎できない場合
- ・学童保育から習い事（塾）等に通う場合（往復）
- ・長期休業中で学童保育から学校行事に通う場合（往復）など

2. 保育中の事故・怪我等の取り扱い

- ① 保育中に発生した怪我で、医療機関利用の判断が必要な場合、ただちに保護者に連絡を入れます。受診時には、必ず保護者の方もお越し下さい。
また、後日通院が必要な場合も、保護者の方が責任を持って行ってください。（支援員による通院は行いません）
- ② 保育中に事故・怪我等が起こった場合は、加入する保険（利用料に含む）の対象範囲内で対応します。なお、物品の紛失、盗難等については、一切の責任を負いません。

3. 年度途中の住所・勤務先等の変更について

住所・勤務先等について変更があった場合は、在籍している学童施設又は淡路市社会教育課まで必ずご連絡お願ひいたします。

4. 水筒・弁当

水筒：水分補給のため、毎日水筒にお茶等をいれて持参して下さい。

弁当：学校給食のない日（始業式等）や長期休業日等は、弁当を持参して下さい。

5. 習い事等について

学童保育中の習い事等、学童保育活動の一環ではなく、保護者の判断のもと、子ども達が自主的に行くことになります。

支援員等は送迎をいたしません。また、習い事等の往復又は活動中の事故については、一切責任を負えません（保険の対象外）

利用許可の取消しについて

支援員等の指導を守れない場合や、他の児童の安全上影響がある場合など集団生活に支障を来すとき及び管理運営上不適当と認められる場合は、利用許可を取り消すことがあります。

利用の中止について

学童保育をやめるときは、必ず退所する月の15日までに「中止届」を提出してください。利用しなくとも、登録している期間は利用料が必要になります。

気象警報発令時の学童保育利用について

淡路市に、「大雨警報」、「洪水警報」、「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」が発令された場合、児童の安全を確保するために、下記のとおりご協力願います。

※NHKで報道されている警報情報を参照してください。

① 登校日に（平日 月曜日～金曜日）警報が発令された場合

自宅待機している場合

- 午前10時の時点で、警報が発令されている場合
学童保育は休みとなります。
- 午前10時までに、警報が解除された場合
学童保育を実施します。
開所時間 放課後～午後6時まで

学校時間内の場合

- 午後1時30分の時点で、警報が発令されている場合
学童保育は休みとなります。
学校の指示に従ってください。
- 午後1時30分以降に警報が発令された場合
学童保育を実施します。
開所時間 放課後～午後6時まで

② 土曜日に警報が発令された場合

- 午前 7 時の時点で、警報が発令されている場合
学童保育は休みとなります。

③ 春休み、夏休み、冬休み期間中、休業日に警報が発令された場合

- 午前 7 時の時点で、警報が発令されている場合
学童保育は休みとなります。

保護者の方は、当日の天候の状況に十分注意され、なるべく速やかに児童のお迎えをお願いいたします。

傷害保険について

1. 登録児童の傷害（自分自身のケガ）

保険金の種類	スポーツ安全保険A 1型
死亡・後遺障害給付金額	死亡 3, 000 万円・後遺障害(最高) 4, 500 万円
入院給付金日額	4, 000 円(1 日目から補償)
通院給付金額	1, 500 円(1 日目から補償)

2. 登録児童の賠償責任（相手への補償）

保険金の種類	スポーツ安全保険A 1型
対人・対物共通	合算 1 事故 5 億円 但し対人賠償は 1 人 2 億円

3. 登録児童の突然死葬祭費用（被保険者の突然死に伴い親族に葬祭費用の負担があった場合）

突然死葬祭費用の種類	スポーツ安全保険A 1型
突然死 (急性心不全・脳内出血等)	180 万円

◎ 合計保険料（1+2+3セット）

子ども 1 人当たり	年間 800 円
------------	----------

（掛金については、淡路市と学童保育料の一部で支払いしております。）

○給付の対象となる主なケガ、事故等

《登録児童の傷害》

- ・ 登録児童が、保険期間中に、学童保育団体活動中の施設内において、もしくは学童保育支援員等の指導のもとに施設外の団体活動中によりケガを被った場合に保険金（実費払いではなく定額）をお支払いします。学童保育が主催して行う園外保育等の野外団体活動も含まれます。なお、学童保育に係る団体活動中と共にその往復途上も補償の対象となります。
- ・ 学童保育への行き帰り途中のケガも補償の対象となります。
- ・ 熱中症及び細菌性ウイルス性食中毒も補償対象となります。

《登録児童の賠償責任》

- ・ 保険期間中に、次のような事故により登録児童が第三者の身体にケガや第三者の財物に損害を与えた場合、法律上負担すべき損害賠償金や訴訟費用等を限度額の範囲内でお支払いします。

〈例〉

- ① ボール遊びをしていて、そのボールが道路走行中の車や人に当たって賠償責任を負うケース。
- ② 団体活動への往復中、自転車で通行人とぶつかってケガをさせたり財物を損壊させ賠償責任を負うケース。
- ③ 団体活動中に一時的に借用した体育施設の窓ガラスを割ってしまい賠償責任を負うケース。

※ ケースによっては、対象にならない場合がありますのでご注意下さい。

○給付金をお支払い出来ない主なケース

《登録児童のケガ》

- ・ 保険金を受け取る方の故意によるケガ
- ・ 犯罪行為によるケガ
- ・ 地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ など

《登録児童の賠償責任》

- ・ 故意におこした事故
- ・ 登録児童の親族に対する賠償責任
- ・ 一時的に借用するラケット類、跳び箱やネット等
- ・ 遠足に行く為に作ったおにぎり等による食中毒 など

※ 市は、保険範囲内の対応となりますので、万一に備えて個人でも保険等の加入をお勧めします。

お問い合わせ先

◎ 淡路市役所 教育委員会教育部 社会教育課 放課後児童支援係

TEL 0799-64-2520 (直通)

◎ 各学童保育

学童保育	塩田	携帯TEL 080-5321-1840
学童保育	志筑	携帯TEL 080-5321-1868
学童保育	志筑第2	携帯TEL 090-5970-9901
学童保育	中田	携帯TEL 080-5321-1887
学童保育	津名東	携帯TEL 090-5255-7787
学童保育	大町	携帯TEL 080-5321-1869
学童保育	石屋	携帯TEL 080-2954-9985
学童保育	北淡	携帯TEL 080-2531-9677
学童保育	一宮	携帯TEL 080-8520-1930
学童保育	学習	携帯TEL 080-2954-9984
学童保育	浦	携帯TEL 080-2482-9832

メモ